

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部
改正 (農村整備課) 一

○都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同) 五

○土地区画整理事業の換地処分の届出 (同) 五

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 六

教育委員会

○教育委員会定例会の開催 八

告 示

○宮城県告示第四百三十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田	平成二十六年五月一日	平成二十九年四月三十日

○宮城県告示第四百三十九号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸浦戸海岸寒風沢地区海岸貝ノ浜西地先海岸、貝ノ浜東地先海岸及び彦和田地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 浦戸海 寒風沢 貝ノ浜西 基点A点

仙台湾 岸 地区海 地先海岸 塩竈市浦戸寒風沢字貝ノ浜西一九番三の北緯三八度一九分

沿岸 岸 五二秒八一〇二東経一四一度〇七分三二秒四九九の地点

補助点

(イ)点は、北緯三八度一九分五三秒一八七二東経一四一度〇七分三一秒七七九七の地点

(ロ)点は、北緯三八度一九分五三秒八三八八東経一四一度〇七分三二秒三七〇四の地点

(ハ)点は、北緯三八度一九分五四秒一〇五〇東経一四一度〇七分三二秒六一一九の地点

(ニ)点は、北緯三八度一九分五四秒五六六五東経一四一度〇七分三三秒二〇〇七の地点

(ホ)点は、北緯三八度一九分五四秒七五四東経一四一度〇七分三三秒五三九九の地点

(ヘ)点は、北緯三八度一九分五六秒八五七五東経一四一度〇七分三七秒三一六五の地点

(ト)点は、北緯三八度一九分五七秒〇三一七東経一四一度〇七分三七秒六二九六の地点

(チ)点は、北緯三八度一九分五七秒三八二九東経一四一度〇七分三八秒五二九四の地点

(リ)点は、北緯三八度一九分五七秒五八七一東経一四一度〇七分三九秒七四三八の地点

(ル)点は、北緯三八度一九分五七秒五四八三東経一四一度〇七分四〇秒九八四五の地点

(レ)点は、北緯三八度一九分五七秒三五一二東経一四一度〇

七分四一秒八二五二の地点
 (ヲ)点は、北緯三八度一九分五七秒二七三八東経一四一度〇七分四二秒〇六二〇の地点
 (ウ)点は、北緯三八度一九分五七秒一〇八七東経一四一度〇七分四二秒五六七一の地点
 (カ)点は、北緯三八度一九分五六秒八七三三東経一四一度〇七分四二秒四四三〇の地点
 (コ)点は、北緯三八度一九分五六秒八二〇三東経一四一度〇七分四二秒四三〇七の地点
 (ク)点は、北緯三八度一九分五六秒八一五九東経一四一度〇七分四二秒四八一六の地点
 (ケ)点は、北緯三八度一九分五六秒七五六〇東経一四一度〇七分四二秒四四七九の地点
 (コ)点は、北緯三八度一九分五六秒六四〇一東経一四一度〇七分四二秒五〇八八の地点
 (ク)点は、北緯三八度一九分五六秒五九八一東経一四一度〇七分四二秒三七八一の地点
 (ネ)点は、北緯三八度一九分五六秒五〇二四東経一四一度〇七分四二秒四〇八三の地点
 (ナ)点は、北緯三八度一九分五六秒四〇〇五東経一四一度〇七分四二秒二二八八の地点
 (ラ)点は、北緯三八度一九分五六秒三五六一東経一四一度〇七分四一秒九三七〇の地点
 (ム)点は、北緯三八度一九分五六秒一六五八東経一四一度〇七分四一秒七七八五の地点
 (ウ)点は、北緯三八度一九分五五秒六九二二東経一四一度〇七分四一秒五二九〇の地点
 (ホ)点は、北緯三八度一九分五五秒七七五九東経一四一度〇七分四一秒二七二八の地点
 (ノ)点は、北緯三八度一九分五五秒九四七五東経一四一度〇七分四〇秒二八二四の地点

(オ)点は、北緯三八度一九分五五秒八九九三東経一四一度〇七分三九秒五六六三の地点
 (ク)点は、北緯三八度一九分五五秒七一一〇東経一四一度〇七分三八秒八八七六の地点
 (ヤ)点は、北緯三八度一九分五五秒五三三一一東経一四一度〇七分三八秒五〇四六の地点
 (マ)点は、北緯三八度一九分五三秒四三二〇東経一四一度〇七分三四秒七二八一の地点
 (ケ)点は、北緯三八度一九分五三秒一一二九東経一四一度〇七分三四秒二六九〇の地点
 (フ)点は、北緯三八度一九分五二秒八九六三東経一四一度〇七分三四秒〇四五九の地点
 (コ)点は、北緯三八度一九分五二秒二四四七東経一四一度〇七分三三秒四五五二の地点

区域
 A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ワ)、(ウ)、(カ)、(コ)、(セ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(フ)、(ム)、(ウ)、(ホ)、(ノ)、(オ)、(カ)、(ヤ)、(マ)、(ケ)、(フ)、(ロ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）

宮城県 浦戸海 寒風沢 貝ノ浜東
 仙台湾 岸 地区海 地先海岸
 沿岸 岸

塩竈市浦戸寒風沢字貝ノ浜東六番一の北緯三八度二〇分〇一秒九四六一東経一四一度〇七分四一秒一三一三の地点

補助点
 (イ)点は、北緯三八度二〇分〇一秒九五九五東経一四一度〇七分四一秒三〇六八の地点
 (ロ)点は、北緯三八度二〇分〇一秒八四四五東経一四一度〇七分四一秒九三九四の地点
 (ハ)点は、北緯三八度二〇分〇一秒九六〇九東経一四一度〇七分四二秒三五〇五の地点
 (ニ)点は、北緯三八度一九分五九秒六五三一東経一四一度〇七分四三秒四〇三七の地点

- (ホ)点は、北緯三八度一九分五八秒八四六三東経一四一度〇七分四三秒八八一九の地点
- (ヘ)点は、北緯三八度一九分五八秒一二一六東経一四一度〇七分四四秒五三八七の地点
- (ト)点は、北緯三八度一九分五七秒四〇四七東経一四一度〇七分四五秒三二三五の地点
- (チ)点は、北緯三八度一九分五七秒一三四四東経一四一度〇七分四四秒九二五五の地点
- (リ)点は、北緯三八度一九分五六秒九九二八東経一四一度〇七分四四秒四〇四一の地点
- (ヌ)点は、北緯三八度一九分五六秒九三二二東経一四一度〇七分四四秒三〇〇〇の地点
- (ル)点は、北緯三八度一九分五六秒九一三五東経一四一度〇七分四四秒二〇三八の地点
- (ヲ)点は、北緯三八度一九分五六秒九五四五東経一四一度〇七分四四秒一〇二四の地点
- (ワ)点は、北緯三八度一九分五七秒〇三五六東経一四一度〇七分四三秒五四九三の地点
- (カ)点は、北緯三八度一九分五六秒八二五〇東経一四一度〇七分四三秒二三九四の地点
- (コ)点は、北緯三八度一九分五七秒〇七〇九東経一四一度〇七分四二秒九七〇三の地点
- (ク)点は、北緯三八度一九分五七秒五一三九東経一四一度〇七分四二秒四八五四の地点
- (シ)点は、北緯三八度一九分五八秒五四三六東経一四一度〇七分四一秒七二三三の地点
- (ソ)点は、北緯三八度一九分五九秒一〇四五東経一四一度〇七分四一秒四六六二の地点
- (ツ)点は、北緯三八度二〇分一秒五四五七東経一四一度〇七分四〇秒三五二一の地点
- (ネ)点は、北緯三八度二〇分一秒六六三〇東経一四一度〇

- 宮城県 浦戸海 寒風沢 彦和田II
 仙台湾 岸 地区海 地先海岸
 沿岸 岸 岸
- 塩竈市浦戸寒風沢字彦和田五二番一の北緯三八度二〇分〇六秒七六一七東経一四一度〇七分二八秒五七六六の地点
- 補助点
- (イ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒五九〇五東経一四一度〇七分二八秒四七一七の地点
 - (ロ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒四六三〇東経一四一度〇七分二八秒五〇六一の地点
 - (ハ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒二九六〇東経一四一度〇七分二八秒四四三七の地点
 - (ニ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒一九五三東経一四一度〇七分二八秒四〇九八の地点
 - (ホ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒〇三八三東経一四一度〇七分二八秒二七〇五の地点
 - (ヘ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒七九四四東経一四一度〇七分二八秒二六一七の地点
 - (ト)点は、北緯三八度二〇分〇五秒七七四三東経一四一度〇七分二八秒二七六四の地点
 - (チ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒四二一九東経一四一度〇七分二五秒八〇九四の地点
 - (リ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒四四三二東経一四一度〇七分二五秒六四四三の地点
 - (ヌ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒六八六四東経一四一度〇七分二五秒四四七五の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分〇四秒七六〇〇東経一四一度〇七分二五秒三一九四の地点
(ヲ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒七六二八東経一四一度〇七分二五秒二一八三の地点
(ウ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒八八一二東経一四一度〇七分二五秒一三三七の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒九三三七東経一四一度〇七分二五秒一一七五の地点
(ヨ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒〇〇二八東経一四一度〇七分二五秒〇五六四の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分〇五秒一五二九東経一四一度〇七分二四秒九七三三の地点
(シ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒二三五四東経一四一度〇七分二四秒五五四四の地点
(ツ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒三五八六東経一四一度〇七分二四秒二三六六の地点

(ネ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒四四七二東経一四一度〇七分二四秒〇七五二の地点
(ナ)点は、北緯三八度二〇分〇七秒二五七三東経一四一度〇七分二七秒三七八四の地点
(ラ)点は、北緯三八度二〇分〇七秒四二〇二東経一四一度〇七分二七秒九八七九の地点

(ム)点は、北緯三八度二〇分〇七秒三八〇〇東経一四一度〇七分二八秒〇四八〇の地点
(ウ)点は、北緯三八度二〇分〇七秒三三一五東経一四一度〇七分二八秒二一五四の地点
(申)点は、北緯三八度二〇分〇七秒三四六〇東経一四一度〇七分二八秒二八六三の地点

(ノ)点は、北緯三八度二〇分〇七秒二九八二東経一四一度〇

七分二八秒三四五八の地点
(オ)点は、北緯三八度二〇分〇六秒八九六三東経一四一度〇七分二八秒五一八七の地点
(ク)点は、北緯三八度二〇分〇六秒七三九八東経一四一度〇七分二八秒四九四七の地点

区域
A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ス)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ケ)、(コ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(ジ)、(ズ)、(ダ)、(ヅ)、(チ)、(リ)、(ウ)、(ケ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

基準点B点
塩竈市浦戸寒風沢字彦和田三五番一の北緯三八度二〇分〇二秒八五五二東経一四一度〇七分二〇秒七七六四の地点
補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分〇二秒九四七四東経一四一度〇七分二〇秒七〇〇六の地点
(ロ)点は、北緯三八度二〇分〇二秒九九九六東経一四一度〇七分二〇秒四七七九の地点
(ハ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒一一六九東経一四一度〇七分二〇秒五六一六の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒七〇〇〇東経一四一度〇七分二〇秒〇八三三の地点
(ホ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒九六五一東経一四一度〇七分二〇秒六〇四五の地点
(ヘ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒一五五二東経一四一度〇七分二二秒一六二七の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分〇四秒二八一五東経一四一度〇七分二二秒七五八九の地点
(チ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒五四六三東経一四一度〇七分二三秒六二一二の地点
(リ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒二四一三東経一四一度〇

七分二四秒三二二五の地点

(ヌ)点は、北緯三八度二〇分〇五秒〇九八六東経一四一度〇

七分二四秒六三三二の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分〇四秒九一七八東経一四一度〇

七分二四秒九四四五の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒八一四一東経一四一度〇

七分二五秒〇五四五の地点

(ウ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒六二七八東経一四一度〇

七分二五秒三五五八の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒五四七一東経一四一度〇

七分二五秒三五三七の地点

(ヨ)点は、北緯三八度二〇分〇四秒三二〇二東経一四一度〇

七分二五秒三九四〇の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分〇四秒一七二五東経一四一度〇

七分二五秒四九一〇の地点

(レ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒七七六五東経一四一度〇

七分二五秒四三五四の地点

(ツ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒六九三九東経一四一度〇

七分二五秒三九一一の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒四一三六東経一四一度〇

七分二五秒一〇八三の地点

(ネ)点は、北緯三八度二〇分〇三秒〇九二八東経一四一度〇

七分二四秒五五六一の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分〇二秒六一七三東経一四一度〇

七分二三秒〇〇七五の地点

(ラ)点は、北緯三八度二〇分〇二秒三九一四東経一四一度〇

七分二一秒一五六六の地点

区域 B、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、

(ク)、(カ)、(ヨ)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)及びBの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系に

よる)

○宮城県告示第四百四十号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 石場地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画都市再開発の方針

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

三 事務所の所在地

石巻市蛇田字新大塚三五四番地一
換地処分の年月日
平成二十六年二月二十一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 ゲルマニウム半導体検出器ダストヨウ素モニタ 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）
- 4 納入場所 寄磯モニタリングステーション

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員」）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十六年五月二十八日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二二二二一三三三三）
- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年五月二十八日（水）まで2あて申し出ること。
- 4 一般競争入札参加資格審査
- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年五月二十六日（月）から平成二十六年六月三日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年六月三日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 入札書の提出期限等
- (一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十六年六月九日（月）午前九時から平成二十六年六月十七日（火）午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 平成二十六年六月十七日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所
平成二十六年六月十八日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一号の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Germanium semiconductor detector dust and iodine monitor. 1 system
- 2 Deadline for Delivery : March 20, 2015 (Fri)
- 3 Place of Delivery : Yoriso monitoring station
- 4 Deadline for Bid : June 17, 2014 (Tue), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3333
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年五月九日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十六年五月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 1 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について
- 2 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について
- 3 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）